

「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の正誤表

○「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」について、次のとおり誤りがありましたので、訂正いたします。

該当箇所	正	誤
<p>P8 ⑳（源泉・特別） 控除対象配偶者 控除対象扶養親族</p>	<p>なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。</p>	<p>なお、控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。</p>
<p>P26 3 その他の注意事項 (4)</p>	<p>(4) 不動産の所有者が共有持分等により複数名存在する場合には、共有者ごとの作成が必要になります。</p> <p>なお、共有持分が不明である場合は共有者ごとに支払総額を記載し、「摘要」欄に①共有者持分不明につき総額で記載、②他の共有者の数、③他の共有者の氏名（名称）及びマイナンバー又は法人番号を記載します。</p>	<p>(4) 不動産の所有者が共有持分等により複数名存在する場合には、共有者ごとの作成が必要になります。</p> <p>なお、共有持分が不明である場合は共有者ごとに支払総額を記載し、「摘要」欄に①共有者持分不明につき総額で記載、②他の共有者の数、③他の共有者の氏名（名称）を記載します。</p>
<p>P28 3 その他の注意事項 (4)</p>	<p>(4) 不動産の所有者が共有持分等により複数名存在する場合には、共有者ごとの作成が必要になります。</p> <p>なお、共有持分が不明である場合は共有者ごとに支払総額を記載し、「摘要」欄に①共有者持分不明につき総額で記載、②他の共有者の数、③他の共有者の氏名（名称）及びマイナンバー又は法人番号を記載します。</p>	<p>(4) 不動産の所有者が共有持分等により複数名存在する場合には、共有者ごとの作成が必要になります。</p> <p>なお、共有持分が不明である場合は共有者ごとに支払総額を記載し、「摘要」欄に①共有者持分不明につき総額で記載、②他の共有者の数、③他の共有者の氏名（名称）を記載します。</p>